

第4・5回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

1 第4回景観計画検討委員会での主な意見と対応について

検討委員会での主な意見		対応	
第3章	p.40のイメージ図について	「景観形成基準」では空間的なイメージを図にしているが、「文京区らしい景観」「景観づくりの基本方針」は概念的イメージを図にしている。「景観形成基準」の図を概念的イメージだと解釈すると、一般基準の中に景観特性基準と地区限定基準があるように読めてしまう。	景観形成基準は、一般基準と景観特性基準と地区限定基準の3本柱できているということが伝わる表現となるよう修正しました。 ■p.40
	行為の表現について	p.42の表3-1は「行為」とあるが、語尾が「建築物」「工作物」となっており、違和感がある。	修正しました。 ■p.42
	低層住宅地基準について	低層住宅地基準について、p.46の「景観形成の方向性」では塀による圧迫感について述べているが、基準ではなくなっている。入れることを検討して欲しい。	第1章の「景観形成上の課題」においては、塀に関する記述が各所にあるため、低層住宅地基準等の景観特性基準ではなく、一般基準の公開空地・外構等 ⁴ に記述しました。 ■p.44
	拠点基準について	拠点基準 ¹ が、どのような点について気を付ければ良いのか、分かりづらい。「地域の拠点としてふさわしい」とは、それぞれの拠点にふさわしいという意味か。	意図が分かりやすくなるよう修正しました。 ■p.65
	文化財庭園等景観形成特別地区基準の範囲について	「100mから300m」と記述があるが、実際は道路で区切っていたりするので、誤解を生みやすい。変えた方が良いのではないか。	修正しました。 ■p.73
	色彩基準について	マンセル値の数値だけでは分かりにくい。カラーチャートのようなものを掲載できないか。	景観計画及びガイドラインにおいて、カラーチャートを掲載することとします。また、マンセル値の説明だけでなく、色彩計画を立てる上での配慮の仕方についても記述しました。 ■p.78~87

		<p>現行の色彩ガイドラインは、平成 14 年の策定から大分時間が経過しているが、更新する必要はないのか。抑えた色の方が文京区らしいのではないのか。</p>	<p>これまで色彩ガイドラインに基づいて建築物等の色彩について指導を行ってきましたが、ガイドラインを修正しなければならない特段の事情や不都合などがないことから、現行の色彩ガイドラインを引き継いでいきたいと考えています。また、景観計画で示す色彩基準は、文京区色彩ガイドラインと東京都景観計画で定める色彩基準とを比較し、より彩度の低い方の数値を採用していることから、色彩について、効果的に指導・誘導が図れるものと考えております。</p>
第6章	その他の広告物について	<p>p.85「表 6-2 屋外広告物の協議の対象」の下段、広告の種類の中に「その他の広告」が抜けている。</p>	<p>下段は、「屋外広告物と窓の内側に貼るもの等が、同じ敷地にある場合」を示しており、「その他の広告」については、表の上段及び中段において示しております。</p> <p>分かりやすくなるよう修正しました。</p> <p>■p.101</p>
全体に関して	湧水や池について	<p>第1章や第2章に、池や湧水など、水に関する記述を盛り込む</p>	<p>第1章、第2章の各所に、湧水等に関する記述を追加しました。第2章の基本方針2⑤「寺社の斜面緑地や大名庭園跡地に残る池・湧水などを保全する」については、基本方針1③及び基本方針6①にその内容を記載するよう整理しました。</p> <p>■p.5、p.22、p.30、p.36</p>
		<p>基準に入れることはできないか。</p>	<p>一般基準の配置③に記載しました。</p> <p>■p.43</p>
		<p>資料編の中で、江戸時代の街道から発展してきたことや湧水や池などの地勢的な成り立ちを示せないか。</p>	<p>資料編において記載しました。</p> <p>■p.112～113</p>
	ビジュアルイメージについて	<p>各基準がどのような景観をつくっていくのかが分かるよう、イメージ図を入れてほしい。</p>	<p>今後検討していきます。</p> <p>資料第2号において、景観ガイドラインのイメージをお示ししております。</p>

	<p>全体的に硬い印象になっているので、ワクワク・イキイキするような素材を入れ込んでほしい。</p>	<p>第2章において、写真を追加しました。また、第3章において、それぞれの景観特性基準において目指す景観のイラストや写真を掲載しました。</p>
	<p>参考資料の中に絵図や古地図もあるとイメージが湧く。多様性が感じられるような資料が入ってくると良い。</p>	<p>資料編に絵図等を掲載しました。 ■p.110～115</p>
<p>届出対象外の建築物等について</p>	<p>届出の対象であるかどうかに関わらず、規模の小さなものでも、景観について考えて欲しい。景観についてのPRが大切だと考える。</p>	<p>景観形成基準は、届出対象である規模の大きなものに限らず、すべての区民、事業者及び区が共有し、守っていくものと位置付け、関係する箇所を修正しました。■p.2、p.39、p.88</p>

2 第5回景観計画検討委員会での主な意見と対応について

検討委員会での主な意見		対応（案）	
第2章	p.31の写真について	建物の前に自動車が映っている。写真を変更することはできないか。	修正しました。 ■p.31
	電線類の地中化について	第4章公共施設の整備に関する景観づくりの方針で「電線類の地中化に努める」と書いているが、第2章のあたりにも書き込むことができないか。	第2章基本方針8②に記載しました。 ■p.38
第3章	景観形成基準の考え方について	「文京区らしい魅力溢れる景観形成を協働して実現していく」とあるが、「協働して」という表現について、もう一步踏み込んで、ひとりひとりが景観について理解し、つくっていくという自負を持つというところまで伝わる書き方にできないか。	修正しました。 ■p.39
	p.40の図について	景観形成基準は、一般基準と景観特性基準と地区限定基準の3本柱でできているということが伝わる表現にした方が良い。一般基準が一番下に配置されているのはおかしい。	修正しました。 ■p.40
	景観特性基準について	景観特性基準にはそれぞれ目標が示されているが、その後に示されている基準との関係性が読み取りにくい。ポイントとなる重要な基準を最初にするなどの工夫が必要ではないか。	ポイントを整理し、景観特性基準の並び順を修正しました。 ■p.48～67
		基準の中で示されている内容が分かりやすくなるよう、一覧表を作成し、重要なものに印を付けるなどできないか。	基準は、基本的にすべて守っていただきたい内容を記載しています。印を付ける等により、基準ごとの重みを示すことで、重みの低い基準への対応が図られなくなることを懸念しているため、計画の中では示さないこととします。今後、ガイドラインの作成等、運用していく中で検討していきます。
	景観特性基準の内容が分かりやすくなるよう、目標と基準をつなぐような文章があると良いのではないか。 p.46、表3-5「景観形成基準と景観形成の方向性」の文章を膨らませて、各基準の冒頭に記載してはどうか。	基準の内容が分かりやすくなるよう、景観特性基準の目標の下に、p.46表3-5を基にした文章を記載しました。 ■p.48～67	

第4章	電線類の地中化について	都市マスタープランでは、すべての電線類を地中化することは難しいことから、「電線類の地中化」という言葉は使わず、「無電柱化」と表現している。地中化に限らず軒下配線等の方法もあるので、都市マスタープランと合わせて「無電柱化」という言葉を使った方が良いのではないか。	修正しました。 ■p.91~92
	公共施設の連携について	公共施設の整備に関する景観づくりの方針において、道路や公園などを個別に計画するという訳ではなく、例えば公共施設が隣り合っている場合には、連携して計画していくというような記載はできないか。	修正しました。 ■p.91
その他	工作物について	景観に配慮された工作物のイメージが湧かない。事例の写真等がどこかにあれば良いのではないか。 届出対象となっている建築基準法第88条に規定する工作物に限らず、防火水槽等で景観に配慮されている事例があれば載せられないか。	ガイドラインを作成する際に、写真等の掲載を検討します。
	条例骨子(案)のタイトルについて	タイトルが「文京区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例」とすると、「文京区景観法」というものがあるように見えてしまうので工夫できないか。	条例の題名については、その条例がどこの都道府県・市町村が定めたものであるかを明らかにするために、当該都道府県・市町村名を冠することが一般的です。文京区においても、「文京区」を冠することを慣例としており、「文京区興行法施行条例」「文京区理容師法施行条例」など、法の名称を題名に入れている条例もあることから、本条例骨子(案)の題名については、資料第3号のとおりとします。